

管理 No.	P005
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：教育総務部 文化財課
 （指定文化財係 / 内線：4354）

根拠区分	法律	
許認可等の名称	重要文化財の所有者等以外による公開の許可	
処分権者	奈良市教育委員会	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	文化財保護法(昭和 25 年 法律第 214 号) 文化財保護法施行令(昭和 50 年 政令第 267 号)
	根拠規定条項	法第 53 条第 1 項、法第 184 条第 1 項第 4 号、令第 5 条第 3 項第 2 号
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開の許可に係る基準 (平成 8 年 7 月 12 日 文化庁長官裁定)
	基準規定条項	同上
基準規定 (「公開に係る重要文化財が奈良市の区域内に存するもののみである場合の公開の許可」について)	審査基準	<p>(公開の実施者)</p> <p>第 1 重要文化財の公開を行う者が、重要文化財の公開を円滑に実施するのに必要な経理的基礎を有しており、かつ、重要文化財の公開に係る事業を実施するにふさわしい者であること。</p> <p>(重要文化財の管理)</p> <p>第 2 重要文化財の管理の体制が、次に掲げる要件を満たしていること。 イ 公開又は公開のための移動によって重要文化財がき損するおそれがないこと、及び重要文化財の保存に支障が生じるおそれがないこと。 ロ 公開を行う博物館その他の施設全体の防火及び防犯の体制が確立していること。</p> <p>(学芸員の配置)</p> <p>第 3 公開を行う博物館その他の施設に博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 5 条第 1 項に規定する専任の学芸員が 1 名以上配置されており、公開に係る業務に従事すること。</p>
標準処理期間 (経由機関の日数)	20 日	
本票の作成日	平成 29 年 1 月 10 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 30 年 2 月 28 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
<p>審査基準等 補足</p>	<p>(博物館等の建物及び設備)</p> <p>第4 重要文化財の公開を行う博物館その他の施設の建物及び設備が、次に掲げる要件を満たし、文化財の保存又は公開のために必要な措置が講じられていること。</p> <p>イ 建物が、耐火耐震構造であること。</p> <p>ロ 建物の内部構造が、展示、保存及び管理の用途に応じて区分され、防火のための措置が講じられていること。</p> <p>ハ 温度、相対湿度及び照度について文化財の適切な保存環境を維持することができること。</p> <p>ニ 防火及び防犯のための設備が適切に配置されていること。</p> <p>ホ 観覧者等の安全を確保するための十分な措置が講じられていること。</p> <p>ヘ 博物館その他の施設が同一の建物内で他の施設(商業施設を除く。)と併設して設置されているときは、文化財の保存又は公開に係る設備が、当該博物館その他の施設の専用のものであること。</p> <p>ト 博物館その他の施設が同一の建物内で商業施設と併設して設置されているときは、当該博物館その他の施設が、文化財の公開を行う専用の施設として商業施設から隔絶(非常口は除く。)していること。</p>